

## 第2回有識者検討会

### 議事概要

- 日時 令和7年9月25日(木) 10:30~11:30
- 場所 オンライン開催
- 有識者検討会構成員

構成員(敬称略)	役職
高井 公知	東京都福祉局指導監査部指導第二課 課長
飯沢 すみ江	神奈川県川崎市総務部監査担当 課長
福島 透	千葉県松戸市子ども部保育課保育運営担当室 室長
田中 のり子	栃木県茂木町役場 保健福祉課福祉係 課長補佐兼係長
川本 寛弥	公認会計士

- 議題
  1. 開会
  2. 保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究事業について
    - (1) 成果物案の取りまとめ状況のご説明
    - (2) 第1回検討会にて頂戴した御意見への対応方針に関する議論
    - (3) 全国意見照会の実施内容のご説明と議論
  3. 意見交換
  4. 事務連絡
  5. 閉会

○ 議事概要

1. 開会

本有識者検討会の事務局を担当する EY ストラテジー・アンド・コンサルティングより、挨拶及び本有識者検討会の流れ等についての説明。

2. 保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究事業について

(1) 第 2 回有識者検討会の目的のご説明

第 2 回有識者検討会の目的のご説明について、EY ストラテジー・アンド・コンサルティングより資料 1 に基づき以下のとおり説明。

- ・ 本調査研究では、有識者検討会での議論及び全国意見照会の結果を踏まえ、2026 年 3 月末までに成果物を取りまとめる。
- ・ 今後の流れについては、第 2 回有識者検討会では、第 1 回有識者検討会にて収集したご意見を踏まえた、成果物原案の取りまとめ結果の説明と、全国意見照会の実施内容の説明と議論を行う。議論結果を踏まえて 10 月～11 月に全国意見照会を実施し、第 3 回検討会では、全国意見照会の実施結果の説明と議論、最終取りまとめ状況の説明等を行う予定である。

(2) 成果物原案の取りまとめ状況のご説明と議論

作成される成果物等について、EY ストラテジー・アンド・コンサルティングより資料 1 に基づき以下のとおり説明。

- ・ 本調査研究では、3 点の成果物を作成する。
  - 資料 2 – 1「監査調書一覧（案）」は、標準的な監査事項として、自治体による「監査評価項目」及び保育施設等による「自己点検項目」・「事前提出情報」・「事前提出書類」について、その「評価区分」や「根拠法令」等を整理した一覧である。
  - 資料 2 – 2「事務フロー（案）」は、監査業務において、デジタル化を想定した標準的な事務フローである。
  - 資料 2 – 1「監査調書一覧（案）」、資料 2 – 2「事務フロー（案）」には、第 1 回検討会にて収集した御意見を反映済である。
  - 資料 2 – 3「自己点検票（標準様式）（案）」は、保育施設等が、自治体による監査実施前に、自己点検を行うための標準様式であり、資料 2 – 1「監査調書一覧（案）」を基に様式化を行った。
- ・ 資料 1 に、第 1 回有識者検討会後に書面にて収集した御意見のサマリを掲載した。収集した御意見は、対応方針及び成果物への反映要否を検討の上、必要と判断した事項について各成果物に反映した。なお、第 1 回有識者検討会後に書面にて収集した御意見と、その対応方針及び成果物への反映要否の全量は、資料 3「御意見一覧」を参照いただきたい。
- ・ 資料 2 – 3「自己点検票（標準様式）（案）」は、監査調書一覧（案）に基づき、監

査の種別及び保育施設等の分類毎に様式化しており、。保育施設等には、該当する施設等の分類毎に基づき、該当する箇所に回答いただく想定である。自治体の実態との差分や運用面での懸念等があれば、意見交換の際に御意見を頂戴したい。

- 「基本情報部分」
  - ・ 「基本情報部分」では、施設の名称や所在地等の回答を求める。システム化に当たっては、本情報を保育業務施設管理プラットフォームより取得し、自己点検票に出力可能とする予定である。
- 「自己点検・事前提出書類・事前提出情報部分」
  - ・ 「自己点検部分」では、自己点検項目に対し、自己点検として「適・否」の回答を求める。本部分は、毎年の監査都度、回答を求める予定である。
  - ・ 「事前提出書類部分」では、実施監査に先んじて提出が定められている各「事前提出書類」に対して、提出有無の回答を求める予定である。
  - ・ 「事前提出情報部分」では、認可基準等に適合しているか、計算式を用いて判定する必要がある項目について、入力を求める。システム化に当たっては、本情報を保育業務施設管理プラットフォームより取得し、自己点検票に出力可能とする予定である。
- 「公定価格部分」
  - ・ 「公定価格部分」では、自己点検部分と同様に、公定価格の確認事項に対して自己点検として「適・否」の回答を求める。

### (3) 第1回有識者検討会にて頂戴した御意見への対応方針に関する議論

第1回有識者検討会にて収集した御意見への対応方針について、EY ストラテジー・アンド・コンサルティングより資料1に基づき以下のとおり説明。

- ・ 第1回有識者検討会にて収集した御意見を、分類毎に6つに整理した。各対応方針について懸念等があれば、意見交換の際に御意見を頂戴したい。
  - 「各種通知との整合性の精査」
    - ・ 第1回有識者検討会にて、「監査調書一覧（案）に、国通知に記載の項目と差異が確認される」との御意見を頂戴した。第1回有識者検討会時点では、監査調書一覧（案）を、設備運営基準等を基として作成していたが、御意見を踏まえ、国通知との整合を改めて確認の上、監査調書一覧（案）に不足している観点については、追記要否の検討を行った。
    - ・ 確認対象の通知は、「児童福祉行政指導監査の実施について（通知）」（令和7年3月 こ成事第175号）、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について（通知）」（令和6年9月 こ成基第186号）、「児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について（通

- 知) 」(平成 27 年 12 月雇児発 1224 第 2 号) である。
- ・ 各種通知との整合確認を行った結果、確認指導監査における監査評価項目と重複している観点については、監査調書一覧(案)への追加を不要と判断した。
  - 「毎年の確認を任意とする項目の精査」
    - ・ 第 1 回有識者検討会にて、「監査調書一覧(案)には、全体的に設備面の確認項目が多い」との御意見を頂戴したため、監査調書一覧(案)の項目定義として、「毎年の確認を任意とする項目」を追加した。
    - ・ 設備等の変更の可能性が少ないと考えられる項目について、「直近の監査において指摘があった場合」又は「図面の変更有と回答があった場合」を除き、毎年の確認を任意とする想定である。
  - 「指導監督権限のない項目の精査」
    - ・ 第 1 回有識者検討会にて、「監査調書一覧(案)に、指導監督権限の無い項目が含まれている」との御意見を頂戴したため、当該項目を「参考項目」として整理し、監査調書一覧(案)の項目定義として追加した。
    - ・ 「参考項目」は、指導監督権限を有しないため、不適の場合に行政指導は実施できない。一方で、国通知や府政令等に従い、適宜、指導権限を有する行政機関と連携する等を求めるものとする。
  - 「評価区分の定義の見直し」
    - ・ 第 1 回有識者検討会にて、「評価区分の曖昧さ」について御意見を頂戴したため、定義案を修正した。
    - ・ 評価区分のうち、自治体判断にて「文書指摘事項」から「口頭指摘事項」と変更できる場合について、「軽微な違反の観点」と「経過措置の観点」から定義した。
  - 「その他、御指摘を踏まえた反映」
    - ・ 監査評価項目への追加や削除、着眼点への追記、事前提出書類の追加等、監査調書一覧(案)に対する、その他御意見とその対応方針は、資料 3「御意見一覧」を参照いただきたい。
  - 「監査調書標準化方針に関する御意見への対応」
    - ・ 改正予定の国通知も、現行と同様に技術的助言の位置付けである。そのため、国として示す標準的な監査調書一覧を基に、自治体の独自基準や実態等に則し、各項目の内容の更新及び自己点検項目や事前提出書類の取捨選択、評価区分の選択等を行うことの可否について今後検討する。
    - ・ その他、頂戴した御意見等を踏まえ、保育業務施設管理プラットフォームへのシステム化に当たって、別途今後の要件定義の中で検討する。

#### (4) 全国意見照会の実施内容のご説明と議論

全国意見照会の実施内容について、EY ストラテジー・アンド・コンサルティングより資料 4 に基づき以下のとおり説明。

- ・ 全国意見照会の趣旨は、標準的な監査調書等を整備し、関連通知の改正及び令和 8 年度以降の保育業務施設管理プラットフォームの実装に繋げていくべく、本調査研究事業にて作成中の各成果物及び、監査領域に関する保育 DX 全体への御意見を収集することである。意見照会の対象は、都道府県、指定都市、中核市、左記以外の市（区を含む）、町村とする。
- ・ 全国意見照会にて収集した御意見は、本調査研究事業における有識者検討会での議論等を踏まえ、関連通知の改正及び令和 8 年度以降のシステム構築の要件定義等の参考とする。
- ・ 本調査研究事業にて作成中の各成果物については、全国意見照会資料にて、本調査研究事業の概要等を示した上で、資料 2 - 1「監査調書一覧（案）」及び資料 2 - 2「事務フロー（案）」、資料 2 - 3「自己点検票（標準様式）（案）」に対して包括的な御意見を収集する。
- ・ 監査領域に関する保育 DX については、全国意見照会資料にて、保育政策の方向性及び保育業務施設管理プラットフォームの工程表案、令和 8 年度概算要求内容、工程表案に基づくシステム化範囲案を示し、監査領域に関する保育 DX 全体に対する御意見を収集する。
- ・ 追加して意見照会すべき事項や、全国意見照会資料に懸念等があれば、意見交換の際に御意見を頂戴したい。

#### 3. 意見交換

- ・ 監査調書一覧の標準化の方針や、見直し予定の通知が技術的助言の位置付けであること等は、全国意見照会においても、各自治体に趣旨を理解してもらえよう、資料として示すのが良いと考える。
- ・ 資料 3「御意見一覧」に記載の御意見 No.136、137 にて、自治体が個別に自己点検項目や事前提出書類を取捨選択ができるようにしてはどうかという御意見や、評価区分を自治体ごとに選択できるようにしてはどうか、という御意見に対し、標準化の方針を検討する旨が記載されている。自治体の裁量に委ねる部分が多くなると、標準化を行う意義が損なわれると考える。例えば、当自治体に隣接する市町村にて、同一の運営主体による施設の監査を実施した際に、監査結果が異なる等が発生してしまうことが懸念である。
- ・ 全国意見照会では、監査調書一覧の標準化の定義や方針を、より詳細に示すべきであると考える。

- ・ 資料 2 - 1「監査調書一覧（案）」にて、「適」「否」の他、「対象外」の選択肢があるが、「対象外」というのがどういった場合に該当するのかまで、明確に定義できると良いのではないかと考える。
- ・ 資料 2 - 1「監査調書一覧（案）」の「評価区分」について、「文書指摘事項」又は「口頭指導事項」のいずれが該当するのかは、より具体かつ明確な基準を示したほうが、運用としては良いのではないか。
- ・ 現在作成中の、標準的な監査調書一覧は、全自治体が必須で適用の対象となる想定であるか。現状、保育業務施設管理プラットフォームの導入は、各自治体の任意の位置づけであると理解している。
  - 保育施設等の監査は、自治事務であり、法令に則り、自治体の判断で実施している事務であると認識している。国として標準的な監査調書一覧を示すこととなるが、従前の通知と同様、技術的助言の位置付けとなり、各自治体で独自の制度等もあり、また適用される条例も異なるため、柔軟に対応いただく必要がある。一方で、国としては、複数自治体にまたがって事業を行う保育施設等にとって、自治体間での差分の解消による事務負担軽減を目指しており、保育業務施設管理プラットフォームにおいてシステム化を行うための前提として、本標準化を検討している。本趣旨を汲んでいただいた上で、適切に監査を実施いただきたいと考えている。
- ・ 資料 2 - 3「自己点検票（標準様式）（案）」の回答について、会計や運営部分は「適／否」で回答しやすいが、保育の内容に係る監査項目は、何をもち「適」とするのは、回答する施設の理解度によって異なると思う。また、重大事故防止委員会においても、保育の内容の監査について言及されている現状があり、「適」と回答した場合も、どのような理由をもって「適」と回答しているのか、を書く項目があったほうが、良いのではないかと一案として考えている。
- ・ 資料 2 - 3「自己点検票（標準様式）（案）」の並び順については、項目毎の順番ではなく、監査業務負担の削減のために、重要度やリスクが高い順に設定することも一案として、検討いただきたい。
- ・ 資料 2 - 1「監査調書一覧（案）」のうち会計に係る項目にて、一部根拠法令や関連法令の記載が確認できない箇所がある。当該項目については、今後新たな通知発出する等、整理の方針を伺いたい。
  - 御意見いただいた項目は、会計に関する項目であり、経理等通知等に紐づけて定義している監査項目として、根拠となる通知は存在するため、改めて整理する。

- ・ 資料 2 - 1「監査調書一覧（案）」について、認可内容の変更の届出有無を確認する項目の追加を提案した。提案に対して、保育所においては追加不要、幼保連携型認定こども園においては追加、という、同じ施設監査にも関わらず、施設区分によって対応方針が異なっているため、改めて検討いただきたい。

#### 4. 事務連絡

事務局より事務連絡について説明。

#### 5. 閉会

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://ey.com/privacy) をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://ey.com) をご覧ください。

### **EYのコンサルティングサービスについて**

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7万人を超えるEYのコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え（humans@center）、迅速にテクノロジーを実用化し（technology@speed）、大規模にイノベーションを推進し（innovation@scale）、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくは [ey.com/ja\\_jp/consulting](https://ey.com/ja_jp/consulting) をご覧ください。

### **免責事項**

1. 本資料及び添付文書（以下、「本資料一式」という。）は、こども家庭庁とEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「EY」という。）との間で締結した令和7年6月12日付けの「保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究一式」（以下、「本業務」という。）に係る契約に基づきこども家庭庁の便益のためだけに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者（以下、「第三者」という。）のためではありません。
2. EYは、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではありません。
3. 本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、EYは一切の責任を負うことはありません。